

# 保育施設等における陽性者が出た場合の新型コロナ対策方針【改正3】

令和4年5月23日

今回の見直しは、令和4年4月15日付け、「熊本県におけるオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定等にかかる対応について（通知）」を踏まえ見直しを行いました。主な変更点として施設の規模による基準の見直しと、職員が陽性者になった場合の基準、園児が陽性者となった場合の基準を別々に定め、どちらかの基準を超えた場合に適用することとしました。ただし、両基準を超えた場合、市と協議の上、休園等の延長を含め協議を行い決定します。

## 職員が感染した場合（園児の定員21名以上）

最初の陽性者最終登園日翌日から3日間の間で、陽性者が計3名まで（3名では閉めません）

※ただし、陽性者が基準以下であっても職員が待機期間等で不足し開園できない場合、市と協議の上、部分開園若しくは休園することができる。



**休園は行いません。**

最初の陽性者最終登園日翌日から3日間の間で、計4名以上 出た場合



陽性者最終登園日の直近の  
翌日から**3日間**休園

休園中、新たに陽性者が**2名以上（合計6名以上）** 出た場合。



休園期間を2日間延長  
（5日間休園）

※休園期間が終わっても、待機期間等で職員が不足し開園できない場合、市と協議の上、部分開園若しくは休園延長することができる。

## 園児が感染した場合（園児の定員21名以上）

最初の陽性者最終登園日の翌日から3日間の間で、**同一のクラスで、陽性者計3名まで**若しくは**園児全体で計4名まで**の場合。ただし、施設に通うきょうだいで複数陽性者が出た場合は、1カウント（1人）とみなす。



**休園は行いません。**

最初の陽性者最終登園日の翌日から3日間の間で、**同一のクラスで、陽性者が計4名以上**若しくは**園児全体5名以上**の場合。ただし、施設に通うきょうだいで複数陽性者が出た場合は、1カウント（1人）とみなす。



園児の最終登園日の直近の翌日から**3日間休園**

休園中、新たに陽性者が**3名以上**出た場合。ただし、施設に通うきょうだいで複数陽性者が出た場合は、1カウント（1人）とみなす。



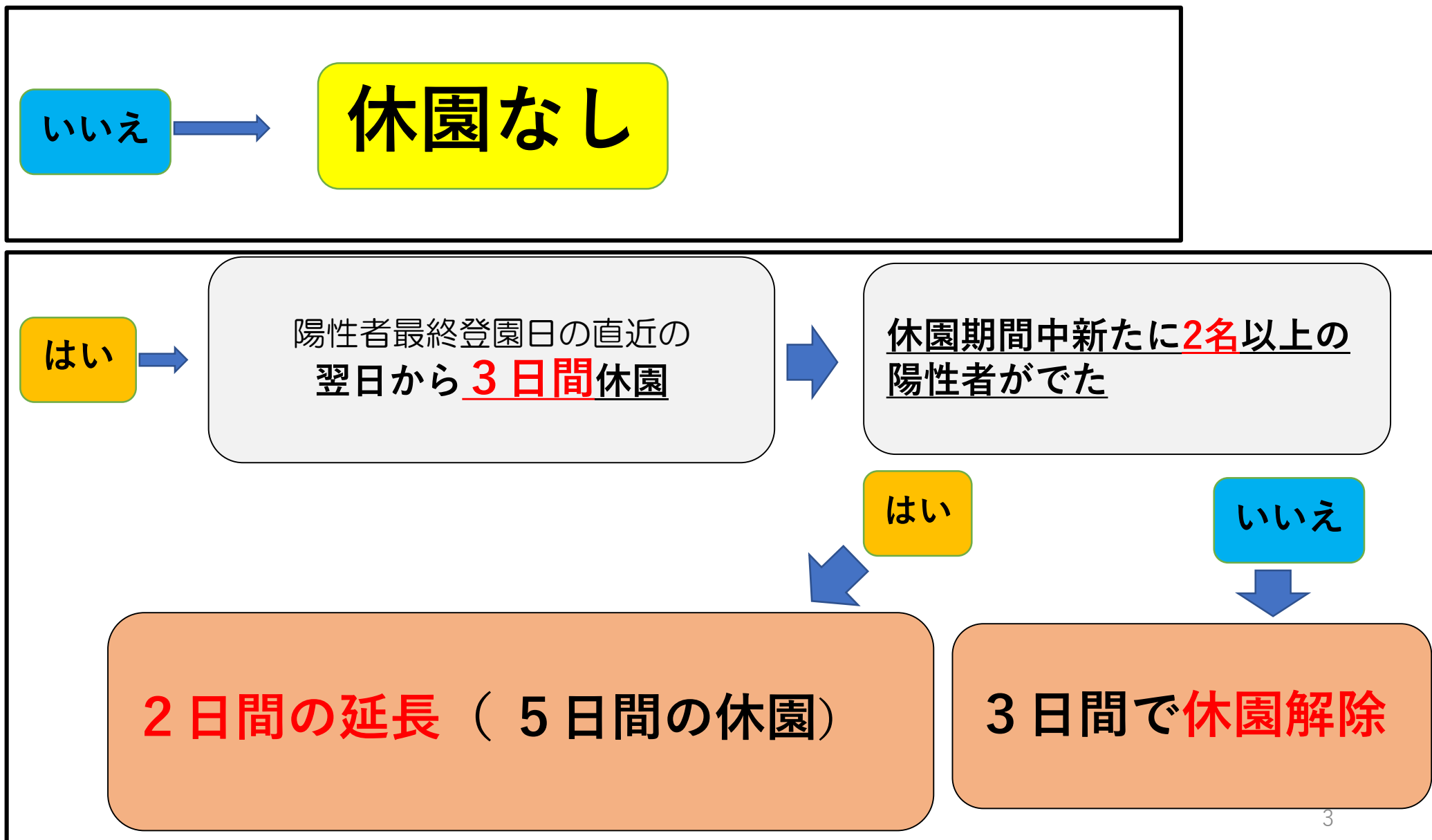
休園期間を2日間延長  
(5日間休園)

※施設において、クラスを隔離できると認められる場合、市と協議の上部分開園をすることができる。

※両基準を超えた場合、市と協議の上、休園等の延長を含め協議を行い決定する。

# フロー図（職員）

最初の陽性者最終登園日翌日から3日間の間で新たに3名以上（計4名以上）出た。



# フロー図（園児）

最初の陽性者最終登園日翌日から3日間の間で新たに同一クラスで3名以上（計4名以上）若しくは、園児全体で5名以上出た。

※ただし、施設に通うきょうだいで複数陽性者が出た場合は、1カウント（1人）とみなす。

